

最低制限価格算定におけるスクラップ控除額の取扱いについて

富士見市が発注する建設工事における最低制限価格の算定に当たっては、スクラップ控除額を下記のとおり取扱っていますのでご注意ください。

最低制限価格の算定式

工事費の積算において、直接工事費とは別にスクラップ控除額を計上している場合（一般管理費等の計上後に控除されている場合）の最低制限価格の算定にあたっては、直接工事費から当該控除額を減じたうえで、所定の率を乗じています。

例：最低制限価格の算定式

- $(\text{直接工事費} - \text{スクラップ控除額}) \times 0.97$
- $\text{共通仮設費} \times 0.9$
- $\text{現場管理費} \times 0.9$
- $\text{一般管理費} \times 0.68$